

2 部

指摘件数が多い事項

1部 令和6年度報酬改定のポイント

- ①虐待防止措置未実施減算(新設)
- ②身体拘束廃止未実施減算(見直し)
- ③業務継続計画未策定減算(新設)
- ④情報公表未報告減算(新設)

2部 指摘件数が多い事項

- ①虐待の防止に関すること
- ②身体拘束等適正化に関すること
- ③業務継続計画(BCP)関連
- ④感染症まん延防止に関すること
- ⑤秘密保持に関すること
- ⑥介護給付費の額に係る通知等に関すること

過去の運営指導で指摘件数が多い事項

項目	検査項目	主な指導内容
① 虐待防止等のための体制の整備等	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、必要な措置を講じているか。	・委員会を開催していない ・全従業員に対し研修を実施していることが確認できない
② 身体拘束等の適正化のための措置	身体的拘束等の適正化を図るため、必要な措置を講じているか。	・委員会を開催していない ・指針を整備していない ・定期的に研修を実施していない
③ 業務継続計画（BCP）	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画について策定しているか。従業員に対し、研修および訓練を定期的の実施しているか。	・自然災害及び感染症のBCPを策定していない ・研修・訓練を実施していない

過去の運営指導で指摘件数が多い事項

項目	検査項目	主な指導内容
④感染症の予防及びまん延の防止	感染症の予防およびまん延の防止のため、必要な措置を講じているか。	・委員会を開催していない ・指針を整備していない ・定期的に研修を実施していない
⑤秘密保持等	他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意について得ているか。 従業員および管理者であった者が、正当な理由なしに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないように必要な措置を講じているか。	・利用者の家族から個人情報使用同意を得ていない ・従業員全員分の秘密保持誓約書が確認できない
⑥介護給付費等の額に係る通知	法定代理受領により区市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	・利用者へ介護給付費の額を通知していない ・介護給付費等の受領を確認する前に利用者に対して通知している

指摘件数が多い事項について

～「障害福祉サービス」と「介護サービス(訪問介護)」の共通点と相違点～

	<要件>	障害福祉	訪問介護	ポイント
①虐待の防止に関すること	・虐待防止委員会の開催	○	○	▶障害福祉と介護で一体的な対応OK(「障害福祉」と「介護」それぞれの対策を講じていることが分かるように記載や記録することが必要) ▶虐待防止と身体的拘束で一体的な対応OK(「虐待防止」と「身体的拘束」それぞれの対策を講じていることが分かるように記載や記録することが必要)
	・指針の整備	-	○	
	・研修の実施	○	○	
	・虐待防止責任者の設置	○	○	
	・虐待防止チェックリストの実施	○	-	
	・虐待防止啓発物の掲示	○	-	
②身体拘束等適正化に関すること	・身体拘束に係る記録(※やむを得ず実施した場合)	○	○	※障害福祉と訪問介護で義務化されている指針が異なるので注意！
	・身体拘束適正化委員会の開催	○	-	
	・指針の整備	○	-	
	・研修の実施	○	-	
③業務継続計画(BCP)関連	・感染症BCPの策定 ・災害BCPの策定	○	○	※両方の策定がないと減算に該当 ※研修・訓練は減算要件ではないが義務化されている

指摘件数が多い事項について

～「障害福祉サービス」と「介護サービス(訪問介護)」の共通点と相違点～

	<要件>	障害福祉	訪問介護	ポイント
④感染症まん延防止に関する事	・感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会の開催	○	○	▶障害福祉と介護で一体的な対応OK(「障害福祉」と「介護」それぞれの対策を講じていることが分かるように記載や記録することが必要)
	・指針の整備	○	○	
	・研修および訓練の実施	○	○	
⑤秘密保持に関する事	・利用者とその家族から個人情報使用同意を得る	○	○	
	・サービスを提供する従業者全員分の秘密保持誓約書を得る	○	○	
⑥介護給付費の額に係る通知等に関する事	・介護給付費の額を毎月利用者に通知する	○	-	▶介護と異なり、障害は区市町村から額の通知を行わないので、事業者が利用者に対し、通知する必要がある。

①虐待の防止に関すること

- 虐待防止委員会を開催していない、実施記録が明確でない。

指導検査のポイント



委員会に併せて「虐待防止研修」を実施することも可能ですが、あくまで委員会は委員会、研修は研修としての実施が必要です。

議事録等はこのことを踏まえた上で作成する必要があります。



ウチはいままで虐待発生ってないから、事例があってから委員会は立ち上げればいいよね・・・



利用者に対してこういったシチュエーションで虐待が発生しやすくなるのか検討していきましょう！

①虐待の防止に関すること

- 常勤・非常勤問わず、全従業員に研修を実施していることが確認できない。
- 受講できなかった従業員に対しては、資料配布だけではなく、報告書の提出を求める等の受講の確認を行ってください。なお、その記録を残してください。

指導検査のポイント

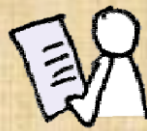


研修を欠席した従業員への対応

- ・良い例 ⇒ 受講報告書の提出、記録の保存
- ・悪い例 ⇒ 資料の配布のみ

※やりっぱなしにせず、受講したことを事業所として確認し、記録として把握しておくことが大切です。

この間の研修の資料だから、
見ておいてね～



(忙しいし、あと
でいっか…)



個別にアフターフォロー



受講報告書の回収&保存



①虐待の防止に関すること

- 担当者(虐待防止責任者等)を明確にし、重要事項説明書等に明示してください。

指導検査のポイント



- ・文書の中で確認できない⇒×
- ・虐待防止責任者＝管理者のようなあいまいな表現 ⇒△
- ・虐待防止責任者：〇〇〇〇(個人名)⇒◎



重要事項説明書や虐待防止マニュアル等に
記載している担当者名がバラバラにならない
よう、整合性を図ってください！

①虐待の防止に関すること

- 虐待防止チェックリスト(職員チェックリスト、体制整備チェックリスト両方)を実施してください。

なぜチェックリストが重要なのか？

→事業所の管理者として、全従業員の虐待についての認識やメンタルヘルスの確認をチェックリストとして把握しているということが大切。

→個人で気を付けるべきことと、事業所としての体制整備がきちんとされていることは別物なので、どちらのチェックリストも必要。

指導検査のポイント



いずれかのチェックリストが漏れていた場合、文書による改善を求めます。

①職員チェックリストは、常勤、非常勤問わず全従業員に対し実施し、実施した旨がわかるような記録(名簿等)を取ってください。

②体制整備チェックリスト(主に管理者が記入)を忘れず実施してください。

※ひな形は厚労省の「障害者虐待の防止と対応の手引き」等を参照

①虐待の防止に関すること

- 虐待防止啓発物を事業所内に掲示してください。

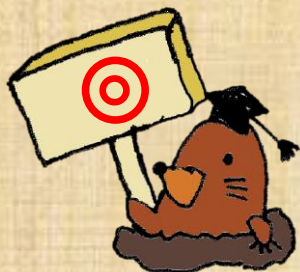
指導検査のポイント



厚労省の「障害者虐待の防止と対応の手引き」等を参考に、虐待防止啓発物を事業所内に掲示してください。

▶ 虐待の種別を記載
(身体的・性的・心理的・放棄&放置・経済的)

▶ 相談・通報・届出窓口の記載
※事業所内部のみでなく、区や第三者機関
の連絡先あり



○ 虐待防止啓発掲示物の例

職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です。
不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。

○性的虐待

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。

○心理的虐待

- ・「そんなことすると外出させない」等言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取り扱いをする。

○放棄・放置

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

○経済的虐待

- ・障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

○その他

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
 - ・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。
- 自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。
常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

障害者（児）施設における虐待の防止について 平成 17 年 10 月 20 日 障発第 1020001
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
を参考に一部変更

②身体拘束等適正化に関すること

- 記録様式を整備してください。
- 必要項目を含めた指針を整備してください。
- 研修を実施してください。



「指針の未整備」「研修の未実施」は令和6年度より『身体拘束廃止未実施減算』が適用されてしまいますので特にご注意ください!!

指導検査のポイント



- ・身体拘束を行った事例がない場合でも、記録様式を整備してください。
- ・研修について欠席者がいる場合は、フォローアップを行ってください。
(研修資料を渡すだけでなく、受講報告書など欠席者が内容を確認したことが客観的にわかるようにしてください。)
- ・虐待防止研修と一体的に実施する場合は、研修記録に「一体的に実施」していることがわかるよう記載を工夫してください。
- ・内容について高齢者だけでなく、障害者を前提とした内容が含まれるようにしてください。

②身体拘束等適正化に関すること

- 身体拘束等適正化のための委員会を開催し、その記録を取ってください。

指導検査のポイント



- ・委員会として実施していることを明確に記録してください。
- ・委員会の検討内容を全従業員に周知していることがわかるよう記録を残してください。
- ・虐待防止委員会と一体的に開催する場合は、記録に「一体的に実施」していることがわかるよう記載を工夫してください。

令和○年度 第△回 身体拘束廃止委員会議事録

1. 開催日時・場所-----
2. 出席者 -----
3. 議題 -----
4. 議事録 -----

欠席者確認

柳	上野	清川	鳥越		
✓	✓	✓	✓		

令和○年度 第△回 虐待防止・身体拘束廃止委員会議事録

1. 開催日時・場所-----
2. 出席者 -----
3. 虐待防止委員会議題・議事録

4. 身体拘束廃止委員会議題・議事録

欠席者確認

松葉	坂本				
✓	✓				

「虐待防止委員会」と
一体的に実施する場合

③業務継続計画(BCP)関連

- 業務継続計画(感染症、非常災害)が未策定である。
- 従業者に対する研修及び訓練の実施が不十分である。

指導検査のポイント

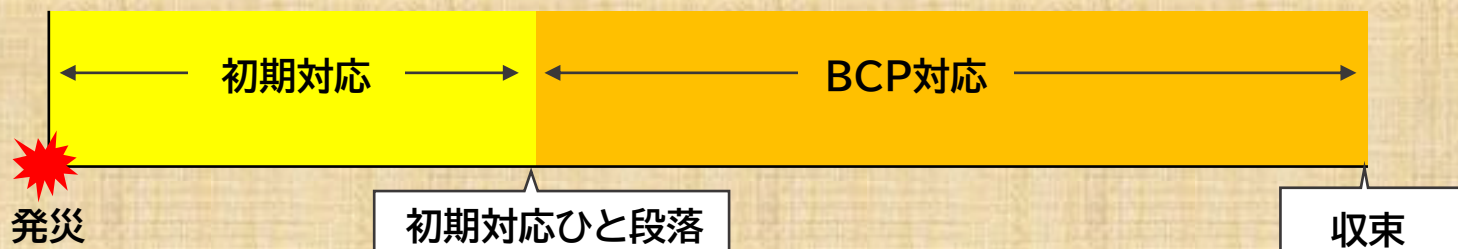


各BCPについて、事業所内の連絡網や関連施設の連絡先などが盛り込まれた「実際に利用することを想定した」内容になっているか確認します。

また、BCPは、緊急事態発生時の初期対応ではなく、初期対応終了後に業務を継続することができるように作成する計画のことです。非常災害対策計画等の内容とは区別して作成してください。

なお、研修及び訓練についても、業務継続計画の内容の研修及び訓練を実施してください。

<BCP発動のタイミングイメージ>



④感染症まん延防止に関すること

- 事業所としての指針を作成してください。
- 指針には発生時等の区等への報告先を記載してください。



【指針に記載する項目】

◆平常時の対策

事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等

◆発生時の対策

発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区など関係機関との連携、
区との連携及び報告等

◆連絡体制の整備

事業所内及び関係機関との連絡体制等

④感染症まん延防止に関すること

- 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を開催し、その記録を取ってください。

指導検査のポイント



- ・委員会として開催し検討していることがわかるよう記録を残してください。
- ・委員会は6月に1回以上開催してください。
- ・従業者への周知の記録を取ってください。

- 年に1回以上、研修および訓練を実施してください。

指導検査のポイント



- ・研修だけでなく訓練も実施し記録に残してください。
- ・欠席者がいる場合は、フォローアップを行ってください。(研修資料を渡すだけでなく、受講報告書など欠席者が内容を確認したことが客観的にわかるようにしてください。)

<訓練(机上訓練でもOK)>

統括



利用者対応



情報収集



連絡

役割分担の確認、段取りの確認
担当不在時の対応 など

⑤秘密保持に関すること

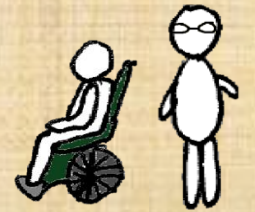
- 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、利用者だけでなく、その家族の同意を得ること。
- サービスを提供する従業者全員分の秘密保持誓約書を取ってください。

個人情報使用同意書

利用者名: 上野 太郎

緊急連絡先

関係性: 兄
090-xxxx-△△△△



なんで勝手に連絡先共有してるの？
同意してないんだけど!!

家族の同意もらって
なかったかも…

指導検査のポイント

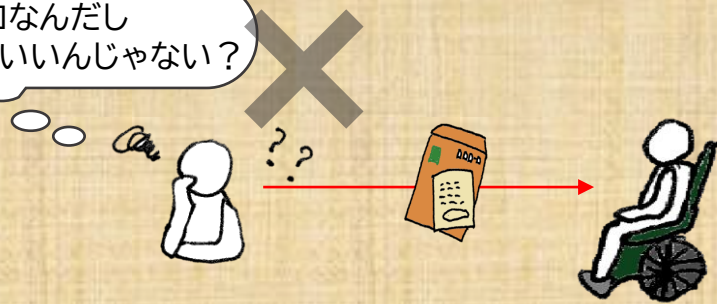


- ・利用者の事情により、利用者家族の同意を得るのが難しい場合は、理由を記載する等、記録を残しておくことが望ましいです。
- ・利用者等の個人情報を保護するため、法人(事業者)の代表及び役員であったとしても、障害福祉サービス事業の従業者及び管理者として業務に従事する以上は、秘密保持について必要な措置を講じてください。

⑥ 介護給付費の額に係る通知等に関すること

- 請求書とは別に、給付決定された介護給付費の額を毎月利用者に通知してください。

利用者の負担はゼロなんだし
別に通知しなくてもいいんじゃない？



介護給付費等の受領の
お知らせ

- ▶ サービス全体の費用
¥55,000
- ▶ 利用者負担額
¥0
- ▶ 代理受領額
¥55,000

給付費＝公金です
受けたサービスがどのくらい
費用がかかったか告知する義務
が事業所にはあります!!



指導検査のポイント



法定代理受領により区市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、**本人負担分の有無に関わらず**、事業者が利用者に対し、当該給付費の額を通知する必要があります。



介護保険サービスと異なり、区市町村は額の通知を行いません。

⑥介護給付費の額に係る通知等に関すること

- 利用者の介護給付費等の受領を確認後に通知するようにしてください。

指導検査のポイント



介護給付費の受領後に、利用者に対して介護給付費の額を通知してください。

(例)サービス提供月が9月の場合

給付費は翌々月(11月)の15日以降に入金されるため、入金を確認した後に利用者へ通知する。



受講報告書ご提出のお願い

本動画の受講が終了しましたら、
ホームページにあるURLにアクセスしていただき、

受講報告書の提出をお願いいたします。

(ホームページから受講報告書をダウンロードしていただき、
入力、提出いただくこともできます。)

受講報告書のご提出により集団指導の**受講確認**といたします。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

